

平成25年2月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成25年 2月27日(水) 午後1時30分～午後4時20分

2. 開催場所

教育委員会室(長浜市内保町2490-1 長浜市役所浅井支所2階)

3. 出席委員

委員長 梅本伸子
委員 松嶋孝雄
委員 前田敏一
委員 桐山恵行
委員 北川貢造(教育長)

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	中井正彦
理事	勝木俊次
教育指導課長	北居丈範
すこやか教育推進課長	福井清和
理事兼幼児課長	金森毅
教育センター所長	勝城弘志
長浜城歴史博物館長	片山勝
文化財保護センター所長	森口訓男
長浜図書館長	藤森了堅
理事兼長浜学校給食センター所長	田中良和
生涯学習・文化スポーツ課長	中川順博
生涯学習・文化スポーツ課担当課長	徳田清孝
教育総務課副参事	平塚崇之
教育総務課主査	隼瀬愛
教育総務課	長谷川隆志

6. 傍聴者
なし

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
1月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 就学指導委員会設置に関する規則の一部改正について

議案第2号 長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

議案第3号 長浜市民スポーツ施設条例施行規則の一部改正について

議案第4号 長浜市ふれあいコミュニティーホール管理規則の廃止について

議案第5号 長浜市指定文化財の指定の諮問について

議案第6号 議会の議決を経るべき教育関係議案について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市民間認可保育所補助金交付要綱の一部改正について

(2) 寄付の受納について

(3) 平成24年度補正予算について

(4) 平成25年度当初予算(案)について

日程第6 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

委員長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

松嶋孝雄委員、前田敏一委員

3. 会議録の承認

1月定例会

特に指摘事項はなく、1月定例会会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育委員会事務事業と教育課題について、報告させていただきます。

教育委員会事務事業の1点目は、学校園訪問で2月5日から2月22日にかけて小中学校全41校を無事に訪問することができました。それぞれの学校が1年間の教育経営計画に基づき努めてきたことが、1年の締めくくりの時期に、成果を出しているのではないかと率直に見させていただきました。先般、委員会で学校園訪問のあり方について協議していただきましたが、私も学校園訪問を行ない、これは大変重視しなければならないと再認識しました。その観点から年度が変わりましてから、委員の方々と今後の学校園訪問のあり方を相談したいと考えています。また2月14日から3月5日にかけて私立の民間園11園を訪問しており、現在5園の訪問を終えています。私立の保育園は、様々な課題はありますけれど、それぞれ園の創立理念に基づき大変努力しておられるということを見せていただいています。

2点目は、現在人事異動の最終時期に差し掛かっており、小中学校の人事ヒアリングは、1月11日から1月23日にかけて行ない、全41校終わっております。幼稚園、保育園、認定園の人事ヒアリングは1月28日から1月31日にかけて行ない、全園が終わっています。今後3月に向け作業を進めてまいります。

3点目は、予算についてですが、当初予算、補正予算、それから政権が変わり新しい政権で大型補正予算を編成する中で、我々が当初予算で考えていたことを少し変更しなければならないということもありますので、この件につきましては、後ほど協議・報告のところで担当より説明したいと思っています。以上が教育事務事業についての報告であります。

次に教育課題の点で、体罰につきまして、先般、教育委員会協議会を開催し、報告をさせていただいておりますが、その後の動向につきましては、教育指導課長が報告申し上げます。

教育指導課長：体罰の議案について、その後の経過を説明させていただきたいと思っております。2月14日に本市の校長会を開催し、教育長から体罰の根絶に向けて訓示をいただきました。各校長には、体罰は教育現場には馴染まないことへの徹底した指導をお願いしました。事務局からは、3点学校へお願いをしております。1点目、体罰は違法行為であり、教育に対する市民の信頼を損なう行為であることを踏まえ、体罰を行なうことのない指導の徹底を図っていただきたい。2点目、児童生徒や保護者が体罰にかかる訴えや相談ができる校内の体制を作っていただきたい。3点目、各学校で体罰に関する研修会を今年度中にもち、市教委へ報告をするように伝えました。また、当該学校の教員ですが、市教委の方からも研修を既に2回実施しております。今年度いっぱいを目途に何回か研修を実施し本人のこれからの教員生活について、振り返る場にしたいと考えております。

5. 議案審議

本日の会議に諮る予定の議案第6号につきましては、市議会の議決を経るべき議案審議となります。これについては、市議会で審議される前の情報であり、公にすることにより、市民等の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、当議案については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項の規定に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員一致で議決された。

議案第1号 就学指導委員会設置に関する規則の一部改正について

委員長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。各委員とも異議なしということで、原案通り議決された。

議案第2号 長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

委員長は事務局に説明を求め、生涯学習・文化スポーツ課担当課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は次のとおり

桐山委員：団体の料金免除を決定する権限はどこにあるのか。

生涯学習・文化スポーツ課担当課長：教育委員会です。

桐山委員：短期間の利用許可は学校長ができるのか。

生涯学習・文化スポーツ課担当課長：利用許可の基本は教育長ですが、1日を超えない範囲で学校長が許可することができます。

各委員とも異議なしということで、原案通り議決された。

議案第3号 長浜市民スポーツ施設条例施行規則の一部改正について

議案第4号 長浜市ふれあいコミュニティーホール管理規則の廃止について

委員長は事務局に説明を求め生涯学習・文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案通り議決された。

議案第5号 長浜市指定文化財の指定の諮問について

委員長は事務局に説明を求め文化財保護センター所長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は次のとおり

桐山委員：金銅十一面観音三尊像は、湖北の観音展で展示されていたものか。

文化財保護センター所長：はい。そうです。

桐山委員：この観音像は、どのような経緯があり長浜城歴史博物館に預けられたのか。

文化財保護センター所長：経緯はわかりません。

桐山委員：石道寺から直接預かったわけではないのか。

長浜城歴史博物館長：記録では、古物商へ既に渡っているものを紹介いただき、平成22年度に市の財産として購入しました。

桐山委員：購入されたものなのか。

長浜城歴史博物館長：はい。要望や購入例もあり、今後も里親事業という点から、協力をさせていただこうと思っております。

各委員とも異議なしということで、原案通り議決された。

議案第6号 議会の議決を経るべき教育関係議案について（非公開）

(1)長浜市立公民館条例の一部改正について

(2)長浜市伝統文化継承者奨学金にかかる返還請求権の権利の放棄について

(3)アパート敷金返還金にかかる金銭債権の権利の放棄について

委員長は(1)「長浜市立公民館条例の一部改正について」事務局に説明を求め、生涯学習・文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は次のとおり

桐山委員：地域づくり協議会に運営をシフトしていきたいとあるが、地域づくり協議会は教育委員会の管轄か。

生涯学習・文化スポーツ課長：企画部・市民協働推進課が所轄しています。

桐山委員：旧郡部は連合自治会と地域づくり協議会が一致しているので、移行がスムーズにできていると思うが、旧長浜市内では連合自治会と地域づくり協議会が必ずしも一致するとは限らない。複数の連合自治会が合わさり1つの地域づくり協議会になっているが、活動が重なっているのに人だけ別に出さなければならぬ場合もある。連合自治会の中で不満が出ていることも認識しておく必要もあると思う。

生涯学習・文化スポーツ課長：そのような意見が出ていることを、市民協働推進課に伝えておきます。

各委員とも異議なしということで、議案第6号(1)は同意された。

委員長は(2)「長浜市伝統文化継承者奨学金にかかる返還請求権の権利の放棄について」事務局に説明を求め、文化財保護センターから資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は次のとおり

桐山委員：私自身が三役修業塾へ入っていて、放棄について異存はないが、現在、中学生、高校生でやっている子ども達の中に、今後この道に進まれる可能性のある方もいないとは言い切れず、貸与がなくなるのはどうかと思う。そのことについてどう考えているのか。

文化財保護センター所長：制度制定時に2名の利用があったものの、それ以後15年以上近く利用者がなく、利用者の2名の方がその道で活躍されていることから、当初の目的は十分に達成することができたため廃止するものです。

桐山委員：曳山の舞台に立つ人材を育成することが当初の目的であり、必ずしもプロになることが目的でないことは理解できる。指導できる人が少なくなってきた

いて、大歌舞伎関係の方に今後頼ることも考えられるので、2名の方が大歌舞伎の世界に入られていることでそこのコネクションができることは大きいと思う。ただ、奨学金を廃止するのは残念に思う。この2名の方は返還免除をする代わりに、今後の長浜曳山祭りに協力をお願いを要請していただきたいと思う。

文化財保護センター所長：固定された舞台だけではなく、有名な役者から直接指名を受けて出演などもされているほど高い技術を持たれていると聞いています。ご両人共、時間はかかると思うがいずれは長浜に貢献したいと申されております。

教育部長：奨学金の貸与規則を定めた段階で、プロになっても金銭的に恵まれない、プロになれなかった場合どうするかなど、いろいろなケースを考えずに制定された経過がありますが、当時はそれでも漸進的なことだったと思います。その間、見直しもされてこなかった経過の中、貸与規則という形で本当に良いのか、場合によっては今回のように返還請求権を放棄することにもなるなど色々なケースが考えられるので、奨学金であるかどうかは別にして、育成にかかる支援等の策は別途考える必要はあると思います。現規則は免除規定を盛り込んでいないなど、今から考えれば不備な点もあり、当時の制度設計の甘さがあったと思います。そのような事実を踏まえ、これについては一旦廃止して、ニーズが出てきた時に委員会にお諮りしまして時代に適応した制度をつくるべきと考えております。

委員長：ニーズがあれば残していたということか。

教育部長：制度をその都度考える必要があると思いますが、このことについては制度設計の甘さが見られるので、改めて若い方が手を挙げてこられた時に、曳山だけに限らず他の伝統文化も視野に入れた現在の長浜市と時代に合った形の制度をつくる必要があると考えております。

各委員とも異議なしということで、第6号（2）は同意された。

委員長は（3）「アパート敷金返還金にかかる金銭債権の権利の放棄について」事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。各委員とも異議なしということで、議案第6号（3）は同意された。

休憩 15：00～15：05（5分間）

6. 協議・報告事項

本日の会議で報告予定の、報告事項第2、寄付の受納につきましては、寄付いただいた方が氏名等の公開を望まれてないこと、また報告事項第3、平成24年度補正予算及び報告事項第4、平成25年度当初予算(案)につきましては、市議会の議決を経るべき議案審議となり、これらについては市議会で審議される前の情報であり、公にすることにより市民等の間に混乱を生じさせる恐れ

あることから、これら報告事項については「地方教育行政の組織運営に関する法律」第13条第6項の規定に基づき、それぞれ非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員一致で議決された。

(1)長浜市民間認可保育所補助金交付要綱の一部改正について
幼児課長が資料に基づき説明した。

(2)寄付の受納について（非公開）

(3)平成24年度補正予算について（非公開）

(4)平成25年度当初予算（案）について（非公開）

それぞれ事務局が資料に基づき説明した。

主な質疑応答は次のとおり

桐山委員：前年度との比較において、英語教育推進事業費が前年度より1100万円減になり、委託料が本年度から640万円追加ということは、恐らくALTの人件費が1700～1800万円減少していると思われる。これは、学校規模に応じて外国人の英語講師等を配置する中で、若干見直しをしたということと理解してよいか。

教育指導課長：その通りです。中学校におけるALT削減の予算を見ております。

桐山委員：就学前教育推進事業費が、本年度1662万円であるのに対し前年度は0円であった理由として、これまで幼児教育推進事業費として計上していたと説明があったが、前年度の幼児教育推進事業費の額を教えてください。

幼児課長：昨年度におきまして、幼稚園教育振興費の予算が378万円、幼児教育推進費の予算が597万9千円となっており、これらの予算を合わせ今回、就学前教育推進事業として新規事業とさせていただく予定をしています。

桐山委員：神照公民館はどこへ移転するのか。

生涯学習・文化スポーツ課長：要望による候補地は挙がっていますが、まだ庁内検討の段階です。

6. その他

7. 閉会

委員長から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。